

建設工事手続（マニュアル）

項 目	事 務 手 続	備 考
工事指定	<p>社会福祉法人が、「社会福祉法人における施設整備事務取扱要領」（以下「取扱要領という。）に基づき、社会福祉施設整備を行うに当たっての具体的な事務手続は、次のとおりとする。</p> <p>工事の必要性及び計画については、工事等の規模にかかわらず、事前に理事会等での審議が必要である。 ※ 参考様式（理事会審議事項例：別紙1） なお、小破修繕等緊急を要する場合は、執行後、理事会等に報告し、承認を得ること。 →建設場所、規模、構造、総事業費、当該整備の必要性、緊急性、資金計画（償還財源含む。）、用地取得の確実性、並びに運営方針等の審議及び市における施設整備計画との整合性の審議も必要。</p> <p>基本設計・実施設計により工事費用、工期及び財源等を見積る。 →具体的な計画の策定について理事会等で審議（補助申請から施設開設に至るスケジュール及び実施設計・監理・工事請負契約に係る手続関係）する。 ※ 参考様式（理事会審議事項例：別紙2～4）</p> <p>建築基準法第5条の4に規定する「工事監理者」を定めること。 なお、国庫・道費、市の補助金の額（複数年度にまたがる継続事業の場合はその総額）が1億円を超える事業の場合は、競争入札により「工事監理者」の業務を委託する業者を選定すること。</p>	<p>工事等とは、工事・実施設計・監理業務をいう。</p>
起工及び業者の決定	<p>「起工決定書」を起案する。 ※ 参考様式（起工決定書例：別紙6） →法人として工事等契約に係る最終決定 （設計図書、設計内訳書、契約書案等の添付のほか、工事名、工事場所、予定工期、契約の方法及び根拠、指名業者及び選定根拠、前金払・部分払の有無及び回数等） [留意事項] ・起工内容は補助内示に基づく事業と合致していること。 ・契約の方法については、一般又は指名競争入札によるものとし、指名競争入札とした場合は、その理由を明確にすること。 ※ 参考様式（指名（参加）業者選考調書例：別紙7） ・入札に関する必要な事項を網羅すること。（入札予定日・入札場所・立会人・積算価格・業者への周知・選定業者の資格及び選定根拠等） ・入札業務等については、市の助言を受けて執行すること。</p>	<p>江別市建設工事等競争入札心得</p>

業者の資格	随意契約	<p>質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。 (2) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。 (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>任意に、特定の者を選んで契約を締結する方法 →原則として2人以上の者から見積書を徴する。 合理的な理由により、競争に付することが適当でないと認められる場合においては、随意契約とする。 〔随意契約によることができる場合〕 (1) 工事の請負契約の場合、その予定価格が250万円を超えないものをするとき。 (2) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (3) 緊急の必要により競争入札に付することができなとき。 (4) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (5) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (6) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (7) 落札者が契約を締結しないとき。</p> <p>法人等にあつては、国庫・道費・市の補助事業等多額の公費が投入されているという事業の性格及び法人が公共性を有するものであることから、業者の資格については江別市の基準に準じた取扱いとする。</p> <p>また、業者選定に当たっては、あるいは設計業者と十分連携を図り、会社案内、会社実績、経歴等を取り寄せるなど、慎重に選定するとともに、理事会等での決定を行うこと。</p> <p>原則として、江別市の「工事等競争入札参加資格者名簿」に登録されている業者であること。</p> <p>ただし、これにより難しい場合は、具体的な理由を示し、事前に市へ協議を行うこと。</p> <p>〔江別市の基準〕 有効期間は2年間（中間年登録の有効期間は1年間） □主な工事における等級格付け基準</p> <table border="1" data-bbox="512 1659 1209 1888"> <thead> <tr> <th>(予定価格)</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設工事</td> <td>4,500万円以上</td> <td>500万円以上 4,500万円未満</td> <td>500万円未満</td> </tr> <tr> <td>管工事</td> <td>1,500万円以上</td> <td>500万円以上 1,500万円未満</td> <td>500万円未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>競争入札参加資格審査は、2年を単位として実施している。</p>	(予定価格)	A	B	C	建設工事	4,500万円以上	500万円以上 4,500万円未満	500万円未満	管工事	1,500万円以上	500万円以上 1,500万円未満	500万円未満	<p>「自治法施行令」第167条</p> <p>自治法施行令第167条の2 社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて (H12.2.17社援施第7号課長連名通知)</p>
	(予定価格)	A	B	C											
建設工事	4,500万円以上	500万円以上 4,500万円未満	500万円未満												
管工事	1,500万円以上	500万円以上 1,500万円未満	500万円未満												

競争入札参加資格者	<p>公告（一般競争入札の場合）</p> <p>入札保証金</p>	<p>一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を公告しなければならない。</p> <p>一般競争入札における公告は法人の定款によるほか、具体的な手続については江別市に準じること。ただし、これにより難い場合は、具体的な理由を示し、市と協議を行うこと。</p> <p>(1) 方法（社会福祉法人） 定款で定める公告の方法によること。</p> <p>(2) 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札に当たっては、建設業法施行令第6条に規定する期間を確保できる日まで（最低でも入札（予定）期日の前日から起算して7日前まで）に公告する。 ・入札者・落札者が不在の場合で、さらに一般競争入札に付そうとする時は、3日までに短縮することができる。 ・1件5,000万円以上の建設工事は15日以上期間が必要。 ・見積期間は原則、土曜、日曜、祝日及び年末年始休暇を除いた期間。 <p>(3) 公告すべき事項</p> <p>① 入札に付する事項 (→例：〇〇建設工事請負契約 また、数量、工事箇所等を示すことが望ましい。)</p> <p>② 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 →A等級格付けされた者、一定地域で営業している者など)</p> <p>③ 契約条項を示す場所及び日時 当該一般競争入札の目的である契約に関する条項を記載した書面（契約書案）、設計図面、仕様書、その他入札心得等を示し、当該契約の内容を説明する場所を記載する。）</p> <p>④ 入札の場所及び日時 (→例：平成〇年〇月〇日 午前〇時〇分、〇〇会議室)</p> <p>⑤ 入札保証金に関する事項 (契約金額（消費税相当額を含む）の100分の5に相当する額以上の入札保証金をあらかじめ記載する。(免除する場合、その旨記載))</p> <p>⑥ 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする事項</p> <p>⑦ 最低制限価格を設けたときはその事項</p> <p>⑧ 契約書作成の要否</p> <p>⑨ 郵便による入札の可否</p> <p>⑩ その他入札に関し必要と認める事項</p> <p>一般競争入札に参加しようとする者の見積る契約金額につき100分の5以上とする。 →入札保証金は、落札者以外の者に対しては、落札者が決定した後、落札者に対しては契約が確定した後これを還付するものとする。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意を得て契約保証金の全部又は一部に充当す</p>	<p>自治法施行令第167条の6</p> <p>江別市契約に関する規則</p>
-----------	-----------------------------------	--	---

		<p>ることができる。</p> <p>入札保証金は、現金又は次に掲げる有価証券で納めなければならない。</p> <p>(1) 政府の保証のある国債・金融債及び確実と認められる社債（額面金額・登録金額（発行価格が異なるときは、発行価格）の8割の担保価格とする。）</p> <p>(2) 地方債</p> <p>(3) 指定金融機関等が振り出し、又は支払保証をした小切手</p> <p>(4) 指定金融機関等が引受け又は保証若しくは裏書をした手形（満期の日が当該手形を提供した日の1か月後である時は、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割引いた金額を担保価格とする。）</p> <p>(5) 指定金融機関等に対する定期預金債券</p> <p>次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。</p> <p>(1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に、法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 江別市競争入札工事等参加者名簿に登載されている者が過去2か年間に国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>(3) その他免除が相当と認められたとき。</p>	<p>★左欄中市及び市長を法人及び理事長と読み替えること。</p> <p>江別市契約に関する規則</p> <p>★左欄中市及び市長を法人及び理事長と読み替えること。</p>
入札保証金の免除		<p>契約金額の100分の10以上とする。</p> <p>なお、契約保証金の納付は、銀行若しくは市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証による担保の提供をもって代えることができる。</p> <p>また、工事目的物の受渡しを受けたときは契約保証金を返還する。</p> <p>契約保証金の納付は、入札保証金の納付の規定を準用する。</p>	<p>江別市契約に関する規則</p>
契約保証金			<p>江別市契約に関する規則</p>
契約保証金の納付免除		<p>契約保証金を、次に掲げる場合は、全部又は一部を納めさせないことができる。</p> <p>(1) 契約者が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。</p> <p>(3) 江別市競争入札工事等参加者名簿に登載されている者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p>	<p>江別市契約に関する規則</p> <p>★左欄中市及び市長を法人及び理事長と読み替えること。</p>

	<p>指名（指名競争入札の場合）</p> <p>通知（随意</p>	<p>(4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。</p> <p>(5) 250万円以下の工事について、随意契約を締結する場合において、契約保証金の納付の必要がないと認めるとき。</p> <p>(6) その他契約保証金の納付を免除することが適当であると認めるとき。</p> <p>(7) 指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結する場合で、契約者が共同企業体であるときにおいて、契約保証金の納付の必要がないと認めるとき。</p> <p>(1) 指名業者の選定 指名する業者は、江別市工事等競争入札参加資格者名簿に登録されている業者とする。これによりがたい場合は、事前に市に協議して了承を得るものとし、業者の選定に当たっては、業者の実績・信用等について十分な検討を行うものとする。 指名業者の選定は、理事会等で審議し決定することとし、決定書（伺書）等により、法人としての決定状況を明確にしておくこと。 なお、理事会等において選考委員会等を設置した場合は、その経過について理事会に報告すること。</p> <p>(2) 指名業者の数 ・江別市における等級格付け基準によること。 □江別市における等級格付け基準 設計金額9,000万円超 7名以上 設計金額5,000万円超9,000万円以下 6名以上 設計金額5,000万円以下 5名以上 なお、建設工事、電気工事、管工事及び施工上特殊な専門的技術を必要とする工事については、建設業者の施工能力、地域性等を勘案して適切な数の業者を指名する。 ・江別市における等級格付け基準により難しい場合であっても、少なくとも5人以上指名しなければならないことになるが、なお、これにより難しい場合にあっては、具体的な理由を示し、事前に市へ協議を行うこと。</p> <p>(3) 通知 ・指名する業者を決定したときは、その旨当該業者に通知し、「江別市建設工事競争入札心得」、その他必要と認められる図書を添付すること。 ※ 参考様式（指名競争入札通知指名（見積）通知書例：別紙9、江別市建設工事等競争入札心得：（別紙10）参考資料3） ・取扱いに当たっては、一般競争入札の場合の公告に準じること。（入札に参加する者に必要な参加資格に関する事項を除く。）また、予定価格250万円以上の工事については、予定価格も通知する。 2人以上の者から見積書を徴することから、その旨の通知</p>	<p>自治法施行令第167条の12</p>
--	-----------------------------------	---	-----------------------

	<p>契約の場合)</p> <p>見積期間</p>	<p>及び決定書が必要。 ※ 参考様式 (見積書通知：別紙11))</p> <p>工事の請負契約における、指名通知の日から入札日までの見積期間は、次のとおりとする。(適正な見積りを行うために、期間をできるだけ長く取るよう努めるものとする。) ただし、やむを得ない事情があるときは、次の(2)、(3)の期間は、5日以内に限り短縮できるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="513 510 1209 712"> <thead> <tr> <th></th> <th>工事1件の予定価格</th> <th>見積期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>500万円以下</td> <td>5日以上</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>500万円以上5,000万円未満</td> <td>10日以上</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>5,000万円以上</td> <td>15日以上</td> </tr> </tbody> </table>		工事1件の予定価格	見積期間	(1)	500万円以下	5日以上	(2)	500万円以上5,000万円未満	10日以上	(3)	5,000万円以上	15日以上	
	工事1件の予定価格	見積期間													
(1)	500万円以下	5日以上													
(2)	500万円以上5,000万円未満	10日以上													
(3)	5,000万円以上	15日以上													
<p>予定価格</p>	<p>予定価格の設定</p> <p>予定価格調書の作成</p> <p>入札 (見積) 書比較</p>	<p>・予定価格は契約金額決定の基準となることから、競争入札であっても随意契約であっても必ず設定すること。 予定価格設定に当たっては、設定根拠を明確にし、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮するとともに、設計事務所に意見を徴するなどにより適正に予定価格を定めること。 →予定価格の決定については、あらかじめ、理事会等において決定方法、時期、決定者等を明確にする必要があること。 また、決定書 (伺書) 等により、法人としての、決定状況を明確にしておくこと。 なお、契約担当者などは、予定価格を他に漏らしてはならない。ただし、理事会において、入札・契約手続の透明性を確保することや予定価格を探ろうとする不正な動きを防止する目的で、予定価格の事前公表を行う等と決議された工事の請負契約等については、入札執行前後にその予定価格を公表することができる。 ・予定価格は、仕様書、設計書等に基づき、入札等に付する事項の価格の総額について定め、予定価格書を作成して封書にしたうえ、開札の際、これを開札の場所に置くこと。</p> <p>契約の締結が競争入札又は随意契約のいずれによることを問わず、すべての場合、調書を作成すること。(ただし、予定価格が250万円未満は省略できる。) 工事 (業務) 名、予定価格、作成年月日、作成者の職及び氏名印</p> <p>予定価格調書はこれを封書にして開札の場所に置くこと。 ※ 参考様式 (予定価格調書例：別紙8) ・予定価格は、理事長又は契約担当者が予定価格書に記入すること。</p> <p>予定価格は、入札参加業者が消費税の課税業者、非課税業者を問わず、消費税相当額を含む総額で算定することとして</p>	<p>自治法施行令</p>												

入札の執行等	<p>価格</p> <p>最低制限価格又は低入札価格調査</p>	<p>いるが、入札書記載価格と比較し易いように、入札書及び入札（見積）書比較価格ともに消費税を含まない額を記載することとしている。</p> <p>当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めた場合には、理事会等で審議を受け、設定することができるが、最低制限価格は江別市が設定する場合の算定方法に準じなければならず、国庫補助基準額を設定根拠とすることは合理的根拠とは認められないので、作成に当たっては、必ず市に協議すること。</p> <p>また、最低制限価格を設定する場合は、必ず公告又は指名通知書に明記すること。</p> <p>→予定価格調書に適宜、欄を設定して記載すること。</p>	自治法施行令
	入札の執行	<p>入札は、参加者がそれぞれ必要事項を記載して記名押印した入札書を封筒に入れ、その表面に自己の氏名を記入の上、入札箱に投函させなければならない。</p> <p>開札の結果、不調に終わった場合、再度の入札を行うことができる。</p>	
	入札の公開	<p>入札執行の透明性を高めるため、入札の日時及び入札執行を公開すること。</p> <p>〔入札執行公開に関する留意事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札会場において傍聴場所を設置し、傍聴を認める。 ・傍聴を認める定員は、入札執行者が会場を考慮の上決定し、周知する。 ・公告又は指名通知により入札執行の公開を行う旨、事前に入札参加業者に通知する。 ・周知内容は、入札執行日時、入札場所、傍聴申込方法、傍聴を認める定員などとする。 ・周知の時期は、一般競争入札の場合は、公告と併せて周知し、指名競争入札の場合は、指名通知後に行う。 ・周知方法は、法人掲示板による掲示、法人事務所での閲覧及び法人広報誌等への掲載とする。 ・入札執行傍聴要領を定め、入札の公開についての問い合わせがあった場合や入札手続き時に配布するなどにより周知すること。 <p>※ 参考様式（入札執行傍聴要領：別紙12）</p>	
無効入札	<ol style="list-style-type: none"> (1) 入札参加資格のない者の行った入札 (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者の行った入札 (3) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札 (4) 入札書記載の金額を加除訂正した個所のあるもの若しくは氏名の下に押印のないもの又はその記載が確認のできないもの (5) 1の入札者又はその代理者が同一事項に対して2通以上の入札をしたもの 	江別市建設工事等競争入札心得	

	<p>開札及びその記録</p>	<p>(6) 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理を行った者の入札 (7) 入札価格を総額で入札すべきことを示してあるときに単価で入札したもの又は単価で入札すべきことを示してあるときに総額で入札したもの (8) 入札金額、氏名その他入札要件の記載等が確認できないもの (9) 連合その他不正行為による入札 (10) その他入札に関する条件に違反した入札 (11) 錯誤等による入札</p> <p>競争入札における開札は、公告又は指名通知により指定した入札の場所において入札者を立合わせ、直ちに、その場所において入札書を開披し、入札者の氏名及び入札金額を明瞭に読み上げて公表する。</p> <p>開札された結果は、その回数、入札者の氏名及び入札金額等を明確に記録すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録は、取扱要領の様式1及び2（入札執行予定報告書）の項目を参考に作成すること。 ・記録には、立会人から署名を求めること ・なお、立会人については、事前に理事会等で審議すること。 ・立会人には理事、監事を含めるとともに、市職員の立会いを求めること。 	<p>自治法施行令</p>
	<p>落札者の決定（及び通知）</p>	<p>(1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者が落札者となる。ただし、最低制限価格を設定したときは、最低制限価格以上で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低価格の者が落札者となる。</p> <p>(2) 同価に入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」により決定すること。</p> <p>(3) 落札者が決定した場合は、当該落札者に対して必要事項を通知する。</p> <p>→契約書の作成手続、工事の着手、現場状況に関する事項等（口頭でも可能）</p> <p>(3) 落札者以外の参加者に対しては、落札者が決定した旨を適宜の方法により通知する。（「〇〇に落札しました」と発表するなど）</p>	<p>自治法施行令</p> <p>自治法施行令167条の9</p>
<p>契約の締結</p>	<p>契約書の作成</p>	<p>契約書は、競争入札の場合にあつては、「落札業者が落札決定の通知を受理後、7日以内」に作成すること。（随意契約の場合は、契約の相手を決定した日から7日以内）</p> <p>契約については、落札の結果を理事会等に報告した後に締結すること。</p> <p>※ 参考様式（理事会審議事項例：別紙5、契約締結決定書例：別紙13）</p> <p>競争入札により契約の相手方を決定したとき、若しくは、随意契約の相手方を決定したときは、契約書を作成しなければならない。</p>	<p>江別市契約に関する規則</p> <p>自治法 江別市契約に関する規</p>

		<p>契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次の事項を記載するものとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 契約履行の場所 (2) 契約代金の支払又は方法 (3) 監査及び検査の時期、引渡し方法 (4) 履行遅滞、その他債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 (5) 危険負担、保険 (6) かし担保責任 (7) 契約に関する紛争の解決方法 (8) 契約解除 (9) その他必要な事項 	則
契約の履行	違約金	<p>契約の相手方が契約期間内に契約を履行しない場合には、契約の定めるところにより公共工事に準じた率による違約金を徴収することができる。</p> <p>違約金は、契約の相手方に対して支払うべき代金又は契約保証金と相殺し、なお不足あるときは、これを追徴する。</p>	自治法施行令
市への報告事項	入札前	<p>「社会福祉法人における施設整備事務取扱要領（江別市）」に基づき行い、その経過について市へ報告すること。</p> <p>建設工事請負業者の入札に当たって、あらかじめ、「取扱要領」の様式1（入札執行予定報告書（建設工事用））に必要書類を添付の上、報告すること。</p> <p>なお、国費・道費・市の補助金の額（複数年度にまたがる継続事業の場合はその総額）が1億円を超える事業の場合には、入札により「工事監理者」の業務を委託する業者を選定することになっているので、様式2（入札執行予定報告書（工事監理業務用））に必要書類を添付の上、報告すること。</p> <p>→入札手続きが不適正であると市より指導された場合は、直ちに改善すること。（国庫・道費・市の補助事業にあっては、是正がされなければ、補助事業の取消等もあり得ること。）</p> <p>〔主な確認事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約方法（一般競争入札か指名競争入札か） ・ 入札参加資格（一般競争入札） ・ 業者選定理由（指名競争入札） ・ （施工）決定書（案）と議事録の議決内容の整合性等 	（参考） 社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成9年3月28日社援企第68号通知）
	入札後	<p>「取扱要領」の様式3（入札執行結果報告書）に入札の経過、結果、契約書及び契約締結に係る理事会議事録の写しを添付のうえ、報告すること。</p> <p>〔主な確認事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札業者名 ・ 入札回数（及び入札金額） 	

	<p>公表</p> <p>中間検査 (調査等)</p> <p>完成検査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・最高及び最低入札価格 ・予定価格 ・入札立会者（人数、職、氏名及び押印） ・施工業者における下請けの状況 <p>法人及び市においては、入札結果について一般の閲覧に供すること。</p> <p>→法人は、公共性を有するものであることから、公表の期間は、江別市の基準に準じ、入札結果一覧表の作成の日から1年間とし、閲覧の方法により公表する。</p> <p>なお、公表の期間経過後についても閲覧の要求に応ずるよう配慮すること。</p> <p>〔公表事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事名、工事場所 ・入札執行日時及び場所 ・入札業者名 ・落札業者名及び落札金額 ・入札金額（全業者） <p>(1) 建設工事の中間報告等</p> <p>建設工事の進捗率が概ね50%に達した場合は、速やかに「取扱要領」の様式5（建設工事の中間報告）により報告し、市の現地調査を受けること。（国庫・道費、市の補助による施設整備事業について原則として実施する。）</p> <p>2か年継続の場合は、上記のほか年度末時点での現地調査を受けること。</p> <p>→複数年度にまたがる継続事業の場合においては、年度毎の検査を行うことから、これらを勘案して、適時に現地調査が実施される場合があるので留意すること。</p> <p>〔主な確認事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初計画（設計図書等）に基づいて、工事が進行しているか ・下請業者の確認（一括下請の実態がないか） ・計画変更の有無の確認 <p>(2) 事業の変更報告</p> <p>当初計画した事業規模等に変更が生じた場合は、補助金や福祉医療機構借入金の限度額に変更が生じる場合があるので、事前に市と協議すること。</p> <p>法人等は、建物の竣工後、工事監理者に完了検査を実施させ、工事監理報告書を提出させ、理事会に報告した後、遅滞なく、報告書を市に提出しなければならない。</p> <p>完成検査の内容</p> <p>工事請負契約書に添付された設計図書等と完成した施設の内容が相違ないか、設計変更の有無、事業や経費配分に変更がないか、リースによる設備整備はないか、また、設計内訳書の資材の主なものについて、指定された資材の品質、規</p>	
--	---	---	--

		<p>格及び数量等を工事監理者がどの様に検査したのかを聞き取りにより確認するほか、実際に建物を観て回り、完成した建物が設計図書のとおりとなっているか確認する。</p> <p>上記内容を確認するため、市は設計図書等の関係書類の提出及び、必要に応じて工事監理者、工事請負業者等の立会いを求めたうえ、現地調査を実施する。</p>	
--	--	---	--